

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年6月18日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000833号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100027号

## 第1 結論

請求者のA社における平成12年3月1日から平成13年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成12年3月から同年9月までの標準報酬月額については、20万円から59万円、同年10月から平成13年8月までの標準報酬月額については、20万円から62万円とする。

平成12年3月から平成13年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年3月1日から平成13年9月1日まで

A社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額と比べて低く記録されているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社に係る標準報酬月額は、当初、平成12年3月から同年9月までは59万円、同年10月から平成13年8月までは62万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成13年9月1日より後の同年9月7日付けで、平成12年7月の健康保険に係る標準報酬月額の随時改定及び同年10月の定時決定の記録が取り消された上で、平成12年3月1日の資格取得時に遡って20万円に減額されており、請求者のほかに事業主を含む3人の役員についても、同様に遡って標準報酬月額の減額処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社の事業主は既に亡くなっており、当時の届出等について確認することができないものの、複数の同僚が、請求期間当時、A社は経営状況が悪く、給与の遅配や未払いがあり、社会保険料の滞納があった旨回答している。

また、A社の閉鎖登記簿謄本によると、請求者は請求期間において、同社の監査役であったことが確認できるが、監査役は登記上のものであり、複数の同僚の回答から判断すると、実際はレジスターの設定等を担当し、使用人と同様の立場で業務を行っており、社会保険事務に係る権限を有していなかったものと推認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、平成13年9月7日付けで行われた減額処理は事実に即したものとは考え難く、平成12年3月1日に遡って減額処理を行う合理的理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た報酬月額に基づく標準報酬月額（平成12年3月から同年9月までは59万円、同年10月から平成13年8月までは62万円）に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000835 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100029 号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 20 年 12 月 31 日から平成 21 年 1 月 1 日に訂正し、平成 20 年 12 月の標準報酬月額を 30 万円とすることが必要である。

平成 20 年 12 月 31 日から平成 21 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の給付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 12 月 31 日から平成 21 年 1 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成 20 年 12 月 4 日の標準賞与額を 28 万円に訂正することが必要である。

平成 20 年 12 月 4 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 12 月 4 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 12 月 31 日から平成 21 年 1 月 1 日まで  
② 平成 20 年 12 月 4 日

A社の資格喪失年月日が誤っていたため、事業主により訂正の届出を行ったが、既に届出されていた賞与の記録も含め、請求期間①及び②の厚生年金保険の記録が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 A社から提出された平成 20 年分の給料台帳、平成 20 年分給与所得の源泉徴収票（以下「給料台帳等」という。）及び請求者から提出された退職証明書により、請求者が請求期間①におい

て同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、給料台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①における厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和2年11月5日に、請求者の資格喪失年月日を平成21年1月1日と訂正する届出をしており、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の平成20年12月31日から平成21年1月1日までの期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 A社から提出された請求期間②に係る健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書によると、平成20年12月5日付けで当該期間の標準賞与額が28万円と決定されていることが確認できる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された請求者の「平成20年12月分給料台帳賞与」により確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが必要である。

なお、A社は請求者の資格喪失年月日を平成20年12月31日とする届出を平成21年1月8日に社会保険事務所に提出していることから、当該賞与額は厚生年金保険料賦課の対象とならない記録とされていたため、社会保険事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000688号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100028号

## 第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和32年4月から昭和34年3月頃まで  
② 昭和32年4月頃から昭和34年3月頃まで

請求期間①について、昭和32年4月からD駅にあったA社のレストランでウェイトレスの仕事をしていた。

請求期間②について、請求期間①の後にC社でカットイラストを描く仕事をしていた。

請求期間①及び②について、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、B社から昭和33年8月1日現在の職員録(以下「職員録」という。)が提出されたが、同社の総務担当者は、当該職員録により、請求期間①当時に同社直営のレストラン(D駅地下食堂)があったことは確認できるものの、請求者の氏名は確認できなかった旨陳述している上、当該レストランの従業員に係るその他の資料については不明と回答している。

また、職員録により上記レストランに勤務していたことが確認できる同僚のうち、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録があり、連絡先が判明した同僚4人に照会を行ったところ、二人から回答があったが、請求者を記憶している者はおらず、請求者の請求期間①に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、請求者は、給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、請求期間①に係る厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情はない。

2 請求期間②について、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所であったのは昭和40年3月1日から昭和41年5月30日までであることから、同社は請求期間②当時に厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、同社の事業主氏名が確認できる商業登記簿等の関連資料はなく、同僚が創業社長と陳述している者も既に亡くなっていることから、事業主に照会を行うことができない。

また、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和40年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員のうち、連絡先が判明した同僚5人に照会を行ったところ、一人から回答があったが、請求期間②において、自身は勤務していないと回答していることから、請求者の請求期間②に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、請求者は、給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、請求期間②に係る厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情はない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000800 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100026 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 7 月 1 日から平成 5 年 11 月 30 日まで

B 社の紹介により A 社に契約社員として入社し、同社 C 店において販売員として勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録により、請求期間において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち 66 人に照会したところ、26 人から回答が得られ、同社 C 店に勤務していたとする二人のうち、一人は同社 C 店の 1 階又は地下 1 階に請求者と同姓の者がいた旨回答しており、他の一人が陳述した自身の仕事内容と請求者が記憶する同僚の仕事内容が一致していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社 C 店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求者は、A 社 C 店の同世代の同僚として、3 人の姓を記憶しているものの、オンライン記録によると、当該 3 人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、上記回答のあった者のうち、複数の者が同社 C 店に勤務していたと名前を挙げた 4 人に対し照会したところ、一人から回答があったものの、同社 C 店には勤務していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社の商業登記簿謄本により確認できる請求期間当時の代表取締役は亡くなっており、請求期間当時の役員 11 人のうち、連絡可能な取締役 6 人に照会し、同社が破産した際に代表取締役だった者を含む 4 人から回答を得られたが、全員が請求者のことを記憶していない旨回答している上、当該商業登記簿謄本により確認できる破産管財人は、請求者に係る資料を保管しておらず、請求者も給与明細書等の資料を保有していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、B 社の紹介により、A 社に入社した旨陳述しているところ、回答のあっ

た者の中にDの紹介により入社した旨回答している者はおらず、うち一人は、Dの紹介により入社した同僚は、国民年金を払っていたと記憶している旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。